# 令和 4 年度 第 11 回江津市農業委員会総会

日時:令和5年2月20日(月) 午前9時30分~

場所:江津市総合市民センター 2階会議室

## 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 非農地証明について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 第7 その他

## 〇出席農業委員(11名)

1番 佐々木英夫 2番山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子 5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二 9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

## ○ 出席推進委員(8名)

盆子原温、階本誠一、野田英夫、佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法 壱岐和功、野村耕平

〇出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 係長 津島正彦

#### 〇 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

- 事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和4年度、第11回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いします。
- 会 長 おはようございます。今日から出席名簿に記載しないで済むようになったようで、コロナの影響もだいぶ収まり、来月 13 日以降はマスクもしなくても良

いような事も言われているようです。なんとかこのまま、落ち着けばなと思い ます。さて、先月23日に農林水産省経営局の方たちと意見交換会があって国 の関係者及び島根県、江津市、JA等、様々な関係機関が集まっての地域計画 策定に向けた江津市との協議ということで、私も農業委員会として出席させて いただきました。昨年5月に農業経営基盤促進法が改正をされて、これまでの 人農地プランの取り組みとして行ってきた地域の話し合いが法律に基づいて の取り組みに位置付けられてきます。今後の名称としては、地域計画と改めて、 地域の農業を持続していくことに併せて、農地ごとに将来の耕作計画を立てて 目標地図を作成していくという取り組みになっていきます。地域の大切な農地 あるいは人、地域を漏れなく守ってより良くしていくために、令和5年度から 地域計画の作成、それから令和 6 年度から地域計画の実行というように進めて いくことになるということです。今日もこのあと、農林水産課の方から人農地 プラン等について、ご説明をいただくようになっていますが、私どもも農業委 員として、行政と一緒になって地域の皆さんと話を進めて、目標地図を作成し ていくということになります。皆さんには、さらに色々ご協力をいただくとい うことになると思いますので、よろしくお願いいたします。ちなみに、ホーム ページでは既に都治地区の目標地図を作成・公表されており、先進事例として 国の方で取り上げていただいております。ご覧いただければと思います。それ では、ただ今より、令和 4 年度、第 11 回江津市農業委員会総会を開会いたし ます。本日は、河村推進委員、井上推進委員、崎谷推進委員の3名の欠席の報 告がありました。出席委員につきましては過半数以上でありますので本総会は 成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。 なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解をいただきましたので、9番田代委員、10番深野委員を会議録署 名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第18条第6項

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

- 会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件についてご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようであります。報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による届出については、ご了承願います。

農地法 第3条

## ≪ 二宮町神村 ≫

- 会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の 1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員 から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございます。番号は 1 番です。農地の所在は二宮町神村●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。事由としましては、当該農地が譲受人の所有する農地と隣接しており、耕作するのに利点があるため所有権移転を行って営農規模拡大を行うということでございます。対価は無償です。以上です。
- 会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 10番委員 位置図は1ページをご覧ください。左上から右下の方に●●●●●●線が通っております。●●●交差点から●●●の方へ向かっていく道です。その途中の●●●地区です。道路沿いに●●●●さんという家がありますが、その裏の区画で●●●川沿いに田があります。譲受人の方はこの地図に載っていまして、中央の下部に●●●●さんの家がございます。自分の農地に隣接しているということで、譲り受けたいということです。●●●●さんはもう90歳を過

ぎておられまして、耕作が難しく、譲り渡すということです。特別、不都合なことはありませんので、良いことではないかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ご ざいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の 1については、可決されました。

≪ 敬川町 ≫

- 会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査 結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 番号は2番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、敬川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、敬川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、敬川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、敬川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、敬川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●番地です。申請事由としましては、譲渡人が高齢のため耕作出来ないとのことで、譲受人に無償で譲渡し管理を行ってもらうとの事です。以上です。
- 会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 7番委員 位置図は 2 ページをご覧ください。左下の方に●●●●●という●●●がありますが、その前の道を東側に●●●mくらい入っていただいて左側に2筆、右側に2筆あります。●●●●さんと●●●●さんは●●●の関係で、農地を譲りたいという話でした。それから、もう1筆の●●●番は、位置図の右上の方にありますけれども、申請地の裏に●●●●さんの住宅があります。こちらも先ほどの関係と一緒です。以上です。
- 会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ご ざいませんか。

### [ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の 2については、可決されました。

## 農地法 第5条

### ≪ 敬川町 ≫

- 会 長 次に日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の 1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員 から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。番号は1番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●町●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●町●●●番地1です。転用目的は駐車場でございます。譲渡人と譲受人は親子でございまして、申請地は譲受人の家の付近の土地で、無償で譲渡し、駐車場として利用するするということでございます。工期は許可の日から令和5年3月31日となっております。以上です。
- 会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 7番委員 位置図は3ページをご覧ください。先ほど説明をした申請地の、少し先に● さんのお宅があります。その通路横側に、駐車場を作りたいという話でした。きちんと草も刈ってあって整備されていました。以上です。
- 会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質 問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「 挙手全員 ]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

## ≪ 和木町 ≫

- 会 長 次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査 結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 番号は2番です。農地の所在は和木町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●○さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用理由は個人住宅の建築でございます。対価は10aあたり●●千円で、工期は許可の日から令和5年12月末日となっております。以上です。
- 会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 11 番委員 位置図は4ページです。2月17日に確認をいたしました。右上から左下の方面に走っている道路が産業道路です。右上の方が嘉久志方面で左下が都野津方面です。申請地は産業道路を嘉久志方面からみますと●●●の●●●●
  ●さんというのが、角の所からすぐの場所にあります。そこを●●して約●
  ●Mくらい進むと突き当り、JR東山陰線があり、角に公園がありまして●
  ●し●●M進んだところで、●●さんという家と●●さんの家の間に位置します。申請地は●●●●●と呼ばれる所で、宅地造成された所なので基本的には問題は無いと思います。この申請地も数年以上、耕作はされていませんし、草刈りで管理されているような状況でした。ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 举手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の 2については、可決されました。

≪ 二宮町神主 ≫

会 長 次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3につい

て」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査 結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

- 会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 10番委員 それでは、説明をいたします。位置図は5ページをご覧ください。左上に 国道9号線が通っておりまして、左側は敬川方面で右上の方は都野津方面です。 江津方面から来ますと●●●●●●がありますが、その交差点を●●●しまし て、約●●●m進みますと申請地がございます。今は何も作られておりません。 草が生えておりますが、雑木は生えておりません。放置されている状況です。 周りは徐々に宅地化されてきております。排水は申請地部分のすぐ横に排水路 がありますので、そちらに流せば問題無いと思います。ご審議の程よろしくお 願いいたします。以上です。
- 会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質 問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 举手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の 3については、可決されました。

≪ 敬川町 ≫

- 会 長 次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査 結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 番号は4番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、 敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、● ●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●●、●●●●●●さん、 ●●市●●●町●●●番地です。転用目的は資材置場として利用するという ことです。対価は10aあたり●●千円で、工期は許可の日から令和5年4 月末日となっております。以上です。
- 会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 7番委員 位置図は6ページをご覧ください。9号線が斜めに走っていまして、ちょうど中央辺りに申請地がございます。●●●●●●と●●●●●との間になります。資材置場として使用したいとのことでした。以上です。
- 会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質 問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 举手全員 ]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

≪ 敬川町 ≫

- 会 長 次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の5について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査 結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

からとなっております。以上です。

- 会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 7 番委員 位置図は 6 ページをご覧ください。先ほど説明いたしました●●●番と● ●番の同じ区域に位置します。位置図の下の方に●●●番がありまして、ここは通路として利用されておりました。もう既に重機も入って整地工事に入っておりました。以上です。
- 会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。
- 湯淺推進委員 よろしいですか。
- 会長はい、どうぞ。
- 湯淺推進委員 事務局にお聞きしますが、この顛末書ということがよく出てくるのですけれど、農地調査の時点で分からなかったのでしょうか。今までの農地調査で。 その時には分かってなかったのですか。
- 事務局 農地調査の確認はしておりませんが、全筆調査の農地で荒廃地ということであれば現況農地では無いということです。今回、顛末書を付しての転用申請ということは以前から農地ではないということだと思います。
- 事務局 そうですね。
- 湯淺推進委員 そうした時、調査の時点で何故分からなかったのかという理由が欲しい。 顛末書を出すということは、相当な年数があると思いますが。農地調査も以前 からやっていますよね。その時点で何故こういう問題が出てくるのか分からな いのですが。農地調査が正確に出来ていれば、もっと前に出てきていたのでは ないかと思いますが。
- 事務局 農地調査は現況を調査することですので、転用登記の手続きについては、調査で把握していれば、農業委員さんなり推進委員さんの協力も得て本人への連絡等が伝達されていると思います。それこそ調査であがってきていて、農地として活用されていないという状況であっても、それで登記ということまでは強制できないと思います。改めて今回の申請は、5条申請に顛末書を付けて、以前から農地として使っていなかったということが記載されている訳ですけれど、そういう非農地の状況を把握できないこともあると思います。

会 長 よろしいですか。他にご質問ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の 5については、可決されました。

≪ 敬川町 ≫

- 会 長 次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の6について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査 結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 7番委員 位置図は7ページをご覧ください。中央辺りに申請地がございますが、●● ●と●●●へ向かう道の交差点の先の部分になります。●●●●●●の向かいになります。状況はブロックとか他の資材がもう既に置いてありました。以上です。
- 会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

#### 〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の 6については、可決されました。

#### ≪ 敬川町 ≫

- 会 長 次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の7について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査 結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 番号は7番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、
  敬川町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●
  ●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●●町●
  ●番地です。転用目的は貸駐車場でございます。状況としましては、平成3年頃から整地を行って貸駐車場として利用しているということで、謝罪を含めた顛末書が添付されております。対価は無償です。以上です。
- 会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 7番委員 位置図は8ページをご覧ください。9号線が左上斜めに通っています。●● ●交差点の所から●●●に入って、●●●mくらいの左側が申請地です。申請 地は、バラスが敷いてあって、既に駐車場として利用されておられました。以 上です。
- 会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。はい、どうぞ。
- 階本推進委員 本件についてどうとかでは無いですが、工期という事で日付が書いてありますが、資材置場とか駐車場とかは引き続き使われるのですか。工期というのは必要なのでしょうか。これを書かなくてはいけないという何か意味がありますか。工期が平成からと書いてありますが、こういう場合は、こういう日付は意味があるのですか、。
- 事務局 記述理由はございます。ただ、工期の記載は転用事由にもありますけれども、いつからこのようにしたのか、まず資材置場や駐車場にするにあたっても、農地から転用するにあたって、整地するということが必要です。そういう状況下で、整地をする、あるいはした時期がいつからなのかということを、記述するために工期ということが設定されています。
- 階本推進委員 必要ですか。これを書かないといけない意味がありますか。工期が平成

何年から不詳と書いてありますが、必要なんですね。

事務局 必要です。

階本推進委員 分かりました。

会 長 他にございませんか。はい、どうぞ。

11番委員 この申請地の周りに農地はあるのですか、無いのですか。

事務局 ありません。

11番委員 耕作されていないということですか。

会 長 すみません。事務局、この空白の部分は何になっていますか。畑ではないのですか。

事務局 畑ではないです。

会 長 原田委員、どうぞ。

11 番委員 先ほどから、この●●●●さんや個人で●●●さんが譲受人ということで、 先ほども話のあった、顛末書ありということで3軒出ているのですが、面積を 見ても結構な面積だなと思います。個人で、農地法を知らずに親が家を建てて いたとか、自分の土地だから良いと思って駐車場にされていたりとかはありますが、これは●●●で●●でもあるので、ある程度土地の売買とか理解して いる方がこういうことをしているというのは、ちょっと悪質というか私の個人 的な意見ですが、そのように思うのですけれど。これは、顛末書も出ているの で、それで済むと言えば済むのでしょうけれど、どうなのでしょうか。

会 長 事務局、顛末書の内容を公開してもらうことは出来ますか。

事務局 顛末書自体は持参していないのですが、譲渡人の方は●●●●さんの先々代の時から使っている状況ではあるということで、先々代の時に資材置場とか進入路として使っており、2世代の相続を経ているということです。それから親戚に当たる方の法人に所有権移転を行うという今回の申請になっています。おっしゃることは分かりますが、確かめようがないと思っております。

11 番委員 ●●●●さんの先々代方が所有していたものを、●●●●さんが相続をされたということですか。

事務局 そうです。

11番委員 だから、それは農地として相続されたということですか。

事務局 そうです。相続なので地目は変わらずに所有権移転しています。

11 番委員 農地として相続されて、された時点でも資材置場として使用していたので

すか。

事務局 使っていたようですね

11番委員 使っておられた。

事務局はい。相続の場合は地目関係なく手続きが出来ますので。

11番委員 直系なら地目関係無く出来るのですよね。

事務局 そうですね。

- 11 番委員 ただ、●●●●さんはそういう法律に長けている会社ですよね。しかも●●●なので、そこがしているということは、ある程度分かってやっているような部分があるのですが。個人の方は分からずにされている方が多いですよね。農地とか宅地とかの感覚が無いから、自分の畑だから車置いても良いという感じで、ずっと置いていて地が固まって駐車場みたいになったということはありますが、何だか分かってやっているということが見えたので質問しました。
- 事務局 詳細は分かりませんが、個人名であった●●●●さん所有地から●●●●にということでの所有権移転を、あらためて申請したのではないかと思います。
- 11番委員 この件は、平成3年から貸駐車場として利用しているというのは、●●●
  ●さんが駐車場にされたということですか。それを移転したいということですか。
- 事務局 以前から近隣の方に貸駐車場として提供していたということなのですが、相続はそのまま農地でしていたけれども、それを改めて駐車場として所有権移転を行う、正式な手続きを踏んでいるものであります。
- 11番委員 駐車場を作ったのは、●●●●さんなのですか。

事務局 違います。先代さんが作ったものです。

会 長 だんだん分からなくなってきた。

事務局 相続人の先代が●●●●さんで、その前は●●●●さんという方です。その 方の時に駐車場にされているようです。

11番委員 そうすると顛末書が付いている3軒は、●●●●さんの先代の方がこういうことをされていたと。

事務局 そうですね。

11 番委員 もうお亡くなりになられている。

事務局 はい。

会 長 ご理解いただけたでしょうか。よろしくお願いいたします。

- 11番委員 はい、分かりました。
- 会 長 他にございませんか。
- 2番委員 ちょっといいですか。
- 会長はい、どうぞ。
- 2番委員 この顛末書はもちろん当然のことなのですが、私たちが状況調査をしますよね、その時に見て歩いた時には既に「農地に復元できない土地 5」となって、農地を勝手に変えている訳ですよね。そういう場合は、調査の段階で示して報告をしているのですよね。その時に、持ち主の所に連絡がうまく行けるようになれば、こういうことが少なくなると思うのですけれど。その辺はなかなか難しいでしょうか。
- 事務局 連絡をして転用の話をするというのは、農業委員さんのお仕事の一つではあります。
- 2番委員 農業委員はしているのですよ、お願いをするのですが、報告も事務局の方に 行きますよね。事務局の方からは何も出来ないのですか。
- 事務局 登記に関しては、何も出来ないですね。
- 2番委員 報告通りで終わるわけですね。だから、今言われると委員が・・。
- 事務局 委員と事務局からは、農地以外の利用であれば転用することを勧める話にい くというくらいですかね。
- 2番委員 だから、委員さんがその辺はやらないといけないということですね。
- 事務局 そういうことになりますね。
- 2番委員 この問題は以前から出ていたことでもあるのですが、私たちが調査して事務 局の方へ調査結果が報告されているので、その場合、事務局の方からもそうい うものが出されるのかどうなのかということですが、対応出来ないという事で すよね。だから、こういうものがずっと残っていく訳ですよね。
- 事務局 意向調査の部分に関しては、農機の活用で農地に戻るということであれば、 今後の農地の利用をどうされますかという意向調査は行うのですが、委員さん が農地に戻せないと判断したという土地に関しては、個人ではどうにも出来な いだろうという判断をし、あとは農地転用等の申請待ちということになります。
- 2番委員 委員さんが責任を持ってお願いに行かないといけないということですね。
- 事務局 そういうことになりますね。
- 2番委員 以前からそういう話ではありましたけれど、中には知らずに畑を墓地にして

- いるということもありました。私たちもお願いに行ってはおりますが、なかなか進まないという状況で、毎年の調査でまた残っている。解かりました。
- 事務局長 駐車場として利用している農地について、都治の方では委員さんに転用申請 の話をしていただいて、一緒に伺ったということもあります。
- 2番委員 そうですか。そういう所にも立ち会ってもらわないと、私たちだけではなか なか出来ないこともありますから。出来ればそういう方法が良いかなと思いま す。よろしくお願いしたいと思います。
- 会 長 他にご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 举手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の 7については、可決されました。

≪ 都野津町 ≫

- 会 長 次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の8について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査 結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 番号は8番です。農地の所在は都野津町●●●番、地目は畑、面積が●●● ㎡、都野津町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、都野津町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●● 番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地、●●●●さん、●●市●●町●●●番地、●●●●さん、●●市●●町●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅を建築でございます。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和5年8月31日となっております。以上です。
- 会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 10番委員 説明をいたします。位置図は9ページをご覧ください。左上から中央へ道路が通っておりますが、左上は●●●方面です。●●●から南側に直進しますと●●●●●●●に突き当たります。突き当たりを●●●に●●●mほど進みまして、更に交差点を●●●に曲がりますと●●●に申請地がございます。申請地は、●●●さんの家と●●●さんの家の間にありまして、間口が狭くて奥に

長い土地です。草刈りはしてあり、作物は作っていないような状況で、草は短くなっていたので管理されていたと思います。周りは家が建っていまして前は 道路ですので、宅地にされても支障は無いと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の 8については、可決されました。

## ≪ 渡津町 ≫

- 会 長 次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の9について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 番号は9番です。農地の所在は渡津町●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●番地、申請は破産管財人、弁護士、●●●さんです。譲受人は●●●●●、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。転用目的は資材置場です。状況としましては、譲渡人の先代が昭和57年頃から一部アスファルトを敷いて資材置場として使用していたということで、謝罪の書かれた顛末書が添付されております。対価は10aあたり●●千円です。改めて整地をして資材置場として利用するということで、工期は許可の日から令和5年5月末日となっております。以上です。
- 会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は 10 ページをご覧ください。先日、申請地を確認いたしました。申請地は、江津バイパスと国道261 号線が交わる渡津交差点から●●●方面に●●●キロくらい行った所で、●●●側に●●●がありますが、その●●●に面した奥の細長い部分になります。申請には先ほども問題になりました顛末書が付いておりますけれども、申請地の斜線部分の約半分が、昭和57年5月から譲渡人の●●●さんの先代がアスファルト舗装し利用していたようです。残りの半分は草が一部生えている

のと、桜の木や蜜柑の木が、2、3 本植えてあり、奥の方は防護柵で囲ってあ って、一部には野菜が作付けされておられました。申請地の周辺はご覧のよう に、●●●●●●さんの●●●●●●や民家、右の広い空欄は駐車場があり、 現在は空き地となっています。申請地の奥の●●●●さんの家屋は、まだ新築 のような感じでした。また、隣の●●●●さんと書いてある道路側の家は、空 家で半分倒壊している状況でした。今回、譲受人の●●●●●●さんへという ことで、本社の総務課担当の方に詳細をお聞きしました。譲渡人の●●●●さ んは、議案書に記載がありますように、●●●さんの先代が経営されていた● ●●●●●が破産をし、申請地を含めた資産を売却して借金の返済に充てるた め、裁判所や破産管財人、弁護士を通じて●●●●●●さんの方に照会を行っ たとのことです。また、●●●●さんの斜線部分の農地と、手前の一角の長い 部分は、●●●●さんの既に宅地化した土地のようですが、国道 261 号線に 面していて現在事務所の建っている宅地も含めて資材置場として拡張するこ とにしたということです。ここの●●●●●●についても、資材置場及び駐車 場を含めて購入するということであります。周辺は農地も他にはございません。 顛末書についても、 昭和 57 年から無断でアスファルト舗装したということを 反省されておられたようです。以上のことから、近くに農地もございませんし、 新たな被害等は発生することも考えにくいということから、特に問題は無いと 考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質 問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決するこ とに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の 9については、可決されました。

#### 非農地証明

≪ 敬川町 ≫

会 長 次に日程第5、議案第3号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員および盆子原推進委員から調査

結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

- 事務局 議案第3号、非農地証明交付申請でございます。番号は1番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、敬川町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、敬川町●● 番、地目は登記簿が田で現況が原野、面積が●●●㎡です。所有者は●●● さん、●●●市●●●町●●●番地です。申請事由としましては、申請地は平成5年月日不詳より耕作しておらず、原野となっているということであり、現況に合わせて登記を行いたいという申請でございます。以上です。
- 会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 7番委員 位置図は 11 ページをご覧ください。2月 17日に盆子原推進委員と一緒に現地を確認いたしました。写真をご覧ください。非農地証明①、1 ページです。上の方の●●●番 1 ありますが、ブロックが写っていますけれども、これは旧●●の●●●跡地です。その横が申請地です。それから下の●●●番と2ページの●●●番ですが、確認を●●●の●●から確認をしました。写真のような状況で雑木が生えていました。以上です。
- 会 長 続いて、盆子原推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 盆子原推進委員 今、大村委員さんからも報告がありましたように、この3筆について 現地確認を行いました。写真のとおり灌木や雑木等が生えておりまして、農地 としては難しいと思う状況でした。以上です。
- 会 長 ただ今、説明とお二人からの調査結果の報告がありました。この件について、 ご質問はございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに 決しました。

≪ 敬川町 ≫

会 長 次に、議案第3号「非農地証明の2について」を議題といたします。事務 局の説明に続き、担当委員の大村委員並びに盆子原推進委員から調査結果の報 告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。 事務局 番号は2番です。農地の所在は敬川町●●●番5、地目は登記簿が畑で現況 が原野、面積が●●●㎡、敬川町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、 面積が●●●㎡、敬川町●●●番、地目は登記簿が田で現況が原野、面積が● ●●㎡、敬川町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、 敬川町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、敬川町● ●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、敬川町●●●番、 地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、敬川町●●●番、地目は登 記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、次ページに移りまして、敬川町●● ●番、地目は登記簿が田で現況が原野、面積が●●●㎡、敬川町●●●番、地 目は登記簿が田で現況が原野、面積が●●●㎡、敬川町●●●番、地目は登記 簿が畑で現況が原野、面積が●●●州、敬川町●●●番、地目は登記簿が畑で 現況が原野、面積が●●●㎡、敬川町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原 野、面積が●●●㎡、敬川町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積 が●●●㎡、敬川町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●● ㎡、敬川町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、敬川 町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡です。所有者は ●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。事由としましては、申請地 は昭和 56 年月日不詳より耕作しておらず、 原野となっているということであ り、現況に合わせて登記を行いたいという申請でございます。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

会 長 続いて、盆子原推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

盆子原推進委員 写真がバラバラで見づらいですけれど、こういった状態になっている ことは確認をいたしましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。ただ今、説明および調査結果の報告がありました。 この件について、ご質問はございませんか。

原田委員はい。

会長はい、どうぞ。

原田委員 今、盆子原推進委員が言われたように、申請書と写真がバラバラで、たぶん 現地確認が大変だったと思います。事務局にお願いをしたいのですが、申請を 出される時に、どういう方法が良いのか分かりませんが、書類と写真が連番で してもらうようにしないと、これだけ筆数があってこの写真を見ながらだった ら大変だと思います。写真もよく分からない部分もあるので、よく分かるよう な形で示してもらうようにお願いしたいです。

事務局 申請者の方に出される時には、お伝えしてみます。

深野委員 すみません。これは、事務局で作っているのではないのですか。

事務局 いえ、違います。申請者が作ってきます。

会 長 事務局、これは17筆もあると照合するだけでも大変なので。

事務局 事務局も別に確認に回っていますので、大変なのは理解できます。

会 長 受付の段階で、先ほど原田委員が言われたように、すぐ分かるような形にしてもらって、受付を受けてもらえますか。調査する方は大変なので、これは、

何とか改善をお願いします。

- 事務局 お願いはしていきたいと思います。
- 原田委員 出す方は場所が分かっているからバラバラでも出すのでしょうけれど、全然 分からない人が見たらちょっと。
- 事務局 確かに確認するのに大変だと思います。
- 会 長 今回、お二方の調査は本当に大変だったと思います。事務局、お願いします。 よろしいでしょうか。他にご質問等がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決する ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 举手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の2については、証明することに 決しました。

### 農用地利用集積計画

- 会 長 次に日程第6、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権 集積計画の承認(一括方式)について」を議題といたします。事務局の説明を お願いいたします。

●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が先ほ どと同じ●●●●●●です。貸借期間は令和5年2月1日から令和15年3 月31日の10年2ヶ月です。次に4番、農地の所在は桜江町市山●●●番、 地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●● 市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●です。貸借 期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日の 10 年 1 ヶ月です。次 に5番、農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。 利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用 権設定を受ける者が●●●●●●です。賃借料は 10aあたり●●●円、期間 は令和5年3月1日から令和10年3月31日の5年1ヶ月です。次に6 番、農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、桜江町市 山●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、桜江町市山●●●番、地目は畑、面 積が●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町● ●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●です。賃借料は 10aあ たり●●●円、期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日の 10 年 1ヶ月です。次に7番、農地の所在は桜江町鹿賀●●●番、地目は畑、面積が ●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●●市●●●町●●● 番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●です。賃借料は 10aあたり ●●●円、期間は令和5年3月1日から令和15年3月31日の10年1ヶ 月です。次に8番、農地の所在は桜江町鹿賀●●●番、地目は畑、面積が●● ●㎡、桜江町鹿賀●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定をす る者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける 者が●●●●●●です。 賃借料は 10aあたり●●●円、期間は令和5年3月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日の 10 年 1 ヶ月です。全て農地中間管理事業 で行います。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、 江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件につい て、ご質問等はございませんか。

階本推進委員 よろしいでしょうか。

会長はい、どうぞ。

階本推進委員 事務局にお聞きしますが、1 ページ目の桜江町鹿賀が●●●㎡と書いて

ありますが、2ページの 1 番にある●●●さんの●●●㎡が含まれていないのは、どういうことですか。4ページの鹿賀の部分で、面積が●●●㎡になるので抜けているのではないか。それとも、これは以前からのものだから、かなり古くて前からやっているものだから除外しているのですか。

会 長 事務局、分かりますか。

事務局 計算が違っていたようです。農林水産課に改めて集計の修正をお願いしておきます。申し訳ありません。

階本推進委員 これは、前からあるからということでは無いのですね。

事務局 これは、完全に集計漏れだったようです。

階本推進委員 単純に新規の所の数字を増やせばいいですか。

事務局はい、これは新規にあがってきていますので。

階本推進委員 今までにはあがって無いということですね。

事務局 はい。

階本推進委員 わかりました。

会 長 他にございませんか。はい、どうぞ。

9番委員 集計がおかしいのでは。市山は全部新規なのに、何で再設定に入っているのか。 ●●●さんは新規になっているのに、5年間の所で良いのか。

事務局 それはどういうことですか。この計算は間違っていないと思いますが。

9番委員 そうですか。わかりました。

会 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。最初に言われた鹿賀の集計のミスについては。

事務局 鹿賀の集計表のミスについては、農林水産課に訂正の話をしておきます。

会 長 はい、お願いいたします。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手 をお願いいたします。

〔 举手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認(一括方式)について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第7、その他について事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からはございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それではその他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程の すべてを議了いたしました。これをもちまして、第 11 回江津市農業委員会総 会を閉会といたします。なお、次回の開催は3月20日の月曜日、江津市総合 市民センターで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔閉会午前11時30分〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

# 署名委員